

改正

令和3年3月24日告示第129号

令和4年10月31日告示第510号

安曇野市農産物等販路拡大推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者等が農産物等の販売ルートを拡大することを推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 市内に住所を有し、農業又は水産養殖業を自ら経営する個人又は法人をいう。
- (2) 農産物等 農業者等が自ら生産した物又はそれらを主な原材料とした加工品（自らが製造者、加工者又は販売者である物に限る。）をいう。
- (3) 通販サイト インターネット上で電子商取引のサービスを提供するウェブサイトをいう。
- (4) マルシェ 県外で開催される農産物、農産物加工品等を生産者が持ち寄り一般消費者に販売する形式の臨時の市場、朝市等をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業の区分、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が市税、国民健康保険税及び介護保険料に滞納があるときは、補助金交付の対象としない。

3 補助対象期間は、規則第6条に規定する交付決定を受けた日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請は、補助事業の区分ごとに同一年度内に1回を限度とする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けること。

(交付決定等)

第6条 申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

2 規則第10条に規定する実績報告は、規則第6条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月30日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費及び補助率	限度額等
通販サイト出店補助事業	通販サイトを利用し、農産物等を販売する農業者等	通販サイトの運営会社に支払う販売手数料の3分の1	15万円
マルシェ出店補助事業	農産物等を自らマルシェで対面販売する農業者等	出店手数料、交通費、運搬費、駐車場利用料、出店に係る消耗品費等	1回の出店につき1万円(連続した日で開催されるマルシェに2日以上出店する場合は、1回とみなす。)とし、限度額は、2万円とする。この場合において、1回の出店に要する経費が1万円未満の場合は、補助金の交付対象外とする。

別表第2 (第4条関係、第7条関係)

区分	交付申請	実績報告
通販サイト出店補助事業	(1) 販売計画書(通販サイト出店補助事業)(様式第1号) (2) 同意書(様式第2号) (3) 出店する通販サイトの概要が分かる書類の写し及び販売手数料が分かる書類の写し	(1) 販売報告書(通販サイト出店補助事業)(様式第3号) (2) 販売手数料の支払を確認できる書類の写し (3) 販売した農産物等の内容が分かる写真(加工品の場合は食品表示の写真)
マルシェ出店補助事業	(1) 販売計画書(マルシェ出店補助事業)(様式第4号)	(1) 販売報告書(マルシェ出店補助事業)(様式第5号) (2) 出店の様子が分かる写真及び

	(2) 同意書 (3) マルシェの概要が分かる書類の写し及び出店手数料が分かる書類の写し	販売した農産物等の内容が分かる写真（加工品の場合は食品表示の写真）
--	---	-----------------------------------